

学校職員の職務に専念する義務の免除承認の適用基準

制定 平成12年4月1日教育長決定  
品川区教育委員会要綱第号

学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（平成12年品川区教育委員会訓令第5号）に基づき、承認権者が職務に専念する義務（以下「職務専念義務」という。）を免除する場合の適用基準について下表のとおり定める。

基準番号	根拠規定	申請理由	承認を与える期間
1	条例第2条第1号	あらかじめ、委員会が研修と認めた講習会等に参加する場合	研修計画の実施に伴い承認権者が必要と認める日または時間
2	条例第2条第2号	教職員文化会等主催の行事で、その行事を職員の勤務時間中に行うことについて、あらかじめ、委員会が同意した場合	その都度、承認権者が必要と認める日または時間
3	規則第2条第1号	地方公務員法第55条第8項の規定に基づき適法な交渉およびその準備を行う場合	その都度、承認権者が必要と認める時間
4	規則第2条第2号	依頼された事業または事務に従事することが申請者にとって著しい負担とならず、かつ申請者の資質の向上に役立つと承認権者が認める場合。なお、公益に関する団体についてはあらかじめ委員会が認定した団体に限る。	その都度、承認権者が必要と認める日、または時間。ただし、同一理由について4週間を通じ6日（時間を単位として与える場合は48時間）を超えてはならない。
5	規則第2条第3号	公立学校共済組合東京都支部、特別区職員互助組合、財団法人東京都福利厚生事業団、品川区職員互助会の業務または事務に従事する場合	その業務または事務に従事することを命じられた期間
6	同上	公立学校共済組合の業務または事務に従事する場合 （第5号に規定する場合を除く。）	第4号に同じ
7	規則第2条第4号	講演等を行うことが申請者にとって著しい負担とならず、かつ申請者の資質の向上に役立つと承認権者が認める場合	第4号に同じ
8	規則第2条第5号	講演会等の主催者が国または地方公共団体その他の公共団体若しくは公益に関する団体（あらかじめ、委員会が認定した団体に限る。）である場合	第2号に同じ
9	規則第2条第6号	あらかじめ、委員会が承認した資格試験等を受験する場合	受験に必要な日または時間
10	規則第2条第7号	あらかじめ、委員会が特別の事由があると認めた場合	別紙参照
備考	<p>条例 条例とは職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年品川区条例第21号）をいう。</p> <p>規則 規則とは職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）をいう。</p> <p>委員会 委員会とは品川区教育委員会をいう。</p>		